

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

宍 栗 市 長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍 栗 市 (2 8 2 2 7)	
地域名 (地域内農業集落名)	上 牧 谷 地 区 (上 牧 谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 1 2 月 1 6 日 (第 1 回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・上牧谷地区は70才以上の農地所有者が44%、50才～69才が33%を占めている。農地利用形態は上牧谷地区で組織した営農組合が特定農作業受託により農地の利用を進めており、作付けは水稻（食用米・酒米）及び黒大豆・小豆の生産を計画的にブロックローテーションにて行っている。現状は受託割合は区域内農地のうち田は87.4%、畑は45.4%集約し利用（保全管理含む）しているが10年後には現農業従事者が高齢化を迎える状況もあり今後後継者の育成が課題となってくる。

・営農組織による水路・農道・畔等維持管理の負担が大きいため負担軽減としての所有者・地域含めた取組強化が課題

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻品種として食用米と酒米の作付けに今後耕畜連携した堆肥利用による土づくりを進めるとともに環境に配慮して減農薬、減肥料を併せて進め収益の改善も図る。また、新規作物の導入について市、県、JAと連携して取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地域で集落営農への集約化を圃場整備完成以後進め現在地域1営農組織で農地利用が行われ関係者の考え方も統一されている状況である。今後は農地バンクへの貸付を検討しつつ、高齢化が一層進む現状を考慮して、営農組織内での後継者の育成や現新規就農者の認定農業者への認定に協力することで農業者の確保を進め、現状の取組を地域で承継し農地利用の最適化に向け協議を市・地域等関係者で進める
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けることを検討し、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業が平成7年完成し約29年が経過し、水路・農道の経年劣化が現状心配される。今後、現取組の多面・中山間事業等の活用も視野に集落で長寿命化事業への取り組みについて協議を進めていく。 水利施設等については、受益者と連携し、適期に補修対策を行うなど計画的な維持管理に努める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
区域内では地域1営農組織での組合利用を確立し区域内農地の85.3%を利用しているため、地域で調整を図りながら後継者育成及び地域内で認定農業者を育成した農地利用の検討にも努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、JA兵庫西への委託を継続する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①山沿い、河川沿いに集落囲みの防護柵はあるものの、公道や小河川を経由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲みの防護柵の設置等を行う。また、地域による集落点検マップづくりや捕獲体制の構築等に取り組む。 ②収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を担い手・集落一体となって取り組む。 ③刈取り作業等農作業の軽減を図るため自動運転を活用した省力化に取り組むことを財政状況も勘案し検討する。				